

別添 1

都道首都高速 1 号線等に関する協定

都道首都高速 1 号線等に関する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）は、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号。以下「道路会社法」という。）第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、この協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、首都高速 1 号線等に関し、機構法第 12 条第 1 項の機構の業務及び道路会社法第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の会社の事業（以下「業務等」という。）の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力）

第 2 条 機構及び会社は、その業務等の実施に当たっては、債務の返済等の確実かつ円滑な実施を図りつつ、高い公共性を有する高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理（以下「高速道路の管理」という。）が適正かつ効率的に行われるよう、相互に密接な連携を図りながら協力するものとする。

（協定の対象となる高速道路の路線名）

第 3 条 本協定の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

- （ 1 ） 都道首都高速 1 号線
- （ 2 ） 都道首都高速 2 号線
- （ 3 ） 都道首都高速 2 号分岐線
- （ 4 ） 都道首都高速 3 号線
- （ 5 ） 都道首都高速 4 号線
- （ 6 ） 都道首都高速 4 号分岐線
- （ 7 ） 都道首都高速 5 号線
- （ 8 ） 都道首都高速 6 号線
- （ 9 ） 都道首都高速 7 号線
- （ 10 ） 都道首都高速 8 号線
- （ 11 ） 都道首都高速 9 号線
- （ 12 ） 都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海二丁目 3 5 番から同都江東区有明までの区間
- （ 13 ） 都道首都高速 1 1 号線
- （ 14 ） 都道首都高速葛飾江戸川線
- （ 15 ） 都道首都高速板橋足立線
- （ 16 ） 都道首都高速目黒板橋線

- (17) 都道首都高速品川目黒線
- (18) 都道高速湾岸線
- (19) 都道首都高速湾岸分岐線
- (20) 都道高速横浜羽田空港線
- (21) 都道高速葛飾川口線
- (22) 都道高速足立三郷線
- (23) 都道高速板橋戸田線
- (24) 神奈川県道高速横浜羽田空港線
- (25) 神奈川県道高速湾岸線
- (26) 埼玉県道高速葛飾川口線
- (27) 埼玉県道高速足立三郷線
- (28) 埼玉県道高速板橋戸田線
- (29) 埼玉県道高速さいたま戸田線
- (30) 千葉県道高速湾岸線
- (31) 横浜市道高速1号線
- (32) 横浜市道高速2号線
- (33) 横浜市道高速湾岸線
- (34) 横浜市道高速横浜環状北線
- (35) 川崎市道高速縦貫線

(工事の内容)

第4条 会社が行う高速道路の管理のうち、新設又は改築に係る工事の内容は、別紙1 - 1 から別紙1 - 19 までのとおりとする。

- 2 会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事（機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）の内容は、別紙2 のとおりとする。
- 3 会社は、前項に規定する修繕に係る工事のうち第14条第1項の助成の対象となるものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出し、機構の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 会社は、第2項に規定する修繕に係る工事のうち前項に規定するもの以外のものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、修繕によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に修繕工事報告書を機構に提出するものとする。
- 5 会社は、災害復旧に係る工事を行おうとするときは、あらかじめ、災害復旧工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、災害復旧によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に災害復旧工事報告書を機構に提出するものとする。

(新設、改築又は修繕に係る債務引受限度額)

第5条 新設又は改築に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙1 - 1 から別紙1 - 19 までのとおりとする。

2 修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙3のとおりとする。

(災害復旧に係る債務引受限度額)

第6条 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙4のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、会社が機構から機構法第12条第1項第5号又は第6号の無利子貸付けを受けて災害復旧を行った場合には、前項の限度額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものを同項の限度額とする。

(無利子貸付けの貸付計画)

第7条 機構が会社に対して行う機構法第12条第1項第4号及び第6号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付計画は、別紙5のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、機構が会社に対して行う機構法第12条第1項第4号及び第6号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けに係る貸付金の額は、機構が政府若しくは地方公共団体から受けた機構法第12条第1項第4号の出資金(会社の管理する高速道路に係る部分に限る。)又は地方公共団体から交付された同項第6号の補助金(災害復旧に係る部分を除き、会社の管理する高速道路に係る部分に限る)に相当する額とする。

(貸付けに係る道路資産の内容)

第8条 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容は、第3条に規定する協定の対象となる高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件とする。

(道路資産の貸付料)

第9条 機構が会社に対して貸し付ける道路資産の貸付料は、別紙6の額とする。

2 会社は、毎年度の前項の貸付料を1ヶ月ごとに分割して機構に支払うものとし、その支払期限は、翌月の15日とする。ただし、支払期限が、銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、その日前において、その日に最も近い銀行の休日でない日を支払期限とする。

3 会社は、前項に規定する支払期限までに、機構の発行する支払請求書に基づき、貸付料を支払うものとする。

4 会社は、第2項に規定する支払期限までに前項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、次項に規定するときを除き、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。

5 機構は、大規模な災害の発生等やむを得ない事由により会社が第2項に規定する支払期限までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払うことができないと認めるときは、その期限を延長することができる。この場合において、会社は支払期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じた利息を機構に支払うものとし、その利息は機構と会社が協議して定めるものとする。

6 会社は、前項の規定による延長期間までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。

第10条 毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」という。）が、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ各号に定める額を貸付料とする。

一 別紙7の金額（以下「計画収入」という。）に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」という。）を超えた場合 前条第1項に定める金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額

二 計画収入から計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」という。）を下回った場合 前条第1項に定める金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額

2 会社は、前項第1号に該当する場合において、実績収入から加算基準額を減じた金額を、機構の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、機構に支払うものとする。

3 機構は、第1項第2号に該当する場合において、減算基準額から実績収入を減じた金額を、会社の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、会社に支払うものとする。

4 前条第4項から第6項までの規定は、第2項及び前項の場合に準用する。

（道路資産の貸付期間）

第11条 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間は、それぞれの道路資産が機構に帰属した日から平成62年9月30日までとする。

（料金の額及びその徴収期間）

第12条 第3条に規定する高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間は、別紙8のとおりとする。

（維持、修繕その他の管理）

第13条 会社は、道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に高速道路の維持、修繕その他の管理を行い、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 会社は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、機構に報告することとし、機構は、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。

(助成)

第14条 会社は、その経営努力により高速道路の新設、改築又は修繕に関する工事（修繕に関する工事にあつては、あらかじめ第4条第3項の同意を得たものに限る。以下同じ。）に要する費用を縮減した場合には、機構に対し、機構法第12条第1項第7号に掲げる業務として行われる助成金の交付を申請することができる。

2 会社は、前項の規定による申請をしようとするときは、当該新設、改築又は修繕に関する工事が完了したこと及び当該工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであることを示す書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

当該新設、改築又は修繕に係る工事の内容

当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

に係る助成対象基準額

当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの額

3 前項第3号に掲げる助成対象基準額とは、新設又は改築に関する工事にあつては、別紙1-1から別紙1-19に記載の額とし、修繕に関する工事にあつては、第4条第3項の修繕工事計画書に記載の額とする。

4 機構は、第1項の規定による申請が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合には、第2項第3号の額から同項第4号の額を控除した額（会社の経営努力によるものと認められた部分に限る。）の5割に相当する額を、第1項の助成金として、会社に交付するものとする。

第2項第4号の額が同項第3号の額を下回るものであること。

申請に係る新設、改築又は修繕に関する工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであること。

申請書に記載された事項が適正であること。

(道路資産の機構への帰属)

第15条 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特別措置法」という。）第51条第2項から第4項までの規定に基づき、高速道路に係る道路資産が機構に帰属する場合には、会社は、あらかじめ、当該道路資産に係る道路資産原簿、用地台帳、設計図その他関係図書（以下「道路資産原簿等」という。）を機構に提出するものとする。

2 機構は、必要があると認めるときは、会社の立会いの下に道路資産原簿等と現物の照合を行うことができる。

(債務の引受け)

第16条 機構法第15条第1項の規定に基づき、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために会社が負担した債務を機構が引き受ける場合には、会社は、あらかじめ、当該引受けに係る債務目録及び金銭消費貸借契約書、社債原簿その他証書類（以下「証書類」という。）を機構に提出し、機構の立会いの下に当該債務目録と証書類の照合を行うものとする。

(協定の変更)

第17条 機構及び会社は、おおむね5年ごとに、本協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

2 機構及び会社は、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特別措置法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなつたと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、相互に、本協定の変更を申し出ることができる。

3 前2項の規定による変更の申出があつた場合には、機構及び会社は、その申出に誠実に対応しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づく協定の変更は、業務等の実施状況を勘案し、債務の返済等の確実かつ円滑な実施及び高速道路の管理の適切かつ円滑な実施が図られるよう行うものとする。

(協議等)

第18条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度機構と会社が協議して定めるものとする。

附 則

本協定は、平成18年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成18年3月31日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 勢 山 廣 直

首都高速道路株式会社

代表取締役会長 長 谷 川 康 司

別紙 1 - 1

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速晴海線(東京都中央区晴海二丁目から東京都江東区豊洲六丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速晴海線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都中央区晴海二丁目から

東京都江東区豊洲六丁目まで

(ロ) 延長

1.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都中央区晴海二丁目から 東京都江東区豊洲六丁目まで	60	1.2	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都中央区晴海二丁目から 東京都江東区豊洲六丁目まで	2車線 (暫定)	-	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	1.00 (暫定)	0.50 (暫定)	1.50 (暫定)	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
土工(堀割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

1.30メートル(暫定)

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道日比谷豊洲埠頭東雲町線	中央区晴海二丁目	立体接続	晴海仮出入口(仮称)

(4) 工事予算

9,856百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成25年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12,635 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 12,114 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 2

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速晴海線(東京都江東区豊洲六丁目から東京都江東区有明二丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速晴海線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都江東区豊洲六丁目から

東京都江東区有明二丁目まで

(ロ) 延長

1.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都江東区豊洲六丁目から 東京都江東区有明二丁目まで	60	1.5	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都江東区豊洲六丁目から 東京都江東区有明二丁目まで	2車線 (暫定)	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	2.50 (暫定)	0.75	3.25 (暫定)	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
土工(堀割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道日比谷豊洲埠頭東雲町線	江東区豊洲六丁目	立体接続	豊洲出入口(仮称)
都道高速湾岸線	江東区東雲二丁目 江東区有明二丁目	立体接続	有明東ジャンクション (仮称)

(4) 工事予算

28,430百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成21年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27,148 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 26,916 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 3

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速目黒板橋線(東京都目黒区青葉台四丁目から東京都渋谷区本町三丁目まで)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速目黒板橋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都目黒区青葉台四丁目から

東京都渋谷区本町三丁目まで

(ロ) 延長

4.3キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都目黒区青葉台四丁目から 東京都渋谷区本町三丁目まで	60	4.3	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都目黒区青葉台四丁目から 東京都渋谷区本町三丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
土工(堀割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速品川目黒線	目黒区青葉台四丁目	平面接続	
都道首都高速3号線	目黒区大橋二丁目	立体接続	大橋ジャンクション(仮称)
都道環状六号線	渋谷区富ヶ谷二丁目	立体接続	富ヶ谷入口(仮称)
都道環状六号線	渋谷区富ヶ谷一丁目	立体接続	富ヶ谷出口(仮称)
都道環状六号線	渋谷区初台二丁目	立体接続	新宿南出入口(仮称)
都道首都高速4号線	渋谷区本町一丁目	立体接続	西新宿ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

593,074百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成 3年 3月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成22年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

284,350 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 282,814 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 4

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速目黒板橋線(東京都渋谷区本町三丁目から東京都板橋区熊野町まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速目黒板橋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都渋谷区本町三丁目から

東京都板橋区熊野町まで

(ロ) 延長

6.7キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都渋谷区本町三丁目から 東京都板橋区熊野町まで	60	6.7	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都渋谷区本町三丁目から 東京都板橋区熊野町まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
土工(堀割)部分	-	-	1.25	0.75	2.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速4号線	渋谷区本町一丁目	立体接続	西新宿ジャンクション(仮称)
都道環状六号線	中野区弥生町一丁目	立体接続	中野本町入口(仮称)
都道環状六号線	中野区本町二丁目	立体接続	中野本町出口(仮称)
都道環状六号線	豊島区南長崎一丁目	立体接続	池袋南出口(仮称)
都道環状六号線	豊島区西池袋四丁目	立体接続	池袋南入口(仮称)
都道環状六号線	豊島区西池袋四丁目	立体接続	池袋南第二出口(仮称)
都道環状六号線	板橋区南町	立体接続	高松入口
都道首都高速5号線	板橋区熊野町	平面接続	

(4) 工事予算

458,202百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成 3年 3月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成19年12月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

200,826 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 199,820 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 5

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速品川目黒線(東京都品川区八潮三丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速品川目黒線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都品川区八潮三丁目から

東京都目黒区青葉台四丁目まで

(ロ) 延長

9.4キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都品川区八潮三丁目から 東京都目黒区青葉台四丁目まで	60	9.4	

(ニ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.25メートル

(へ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都品川区八潮三丁目から 東京都目黒区青葉台四丁目まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
土工(堀割)部分	-	-	1.25	0.75	2.00	

(チ) 付加車線の標準幅員

-

(リ) 中央帯の標準幅員

-

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道高速湾岸線	東京都品川区八潮三丁目	立体接続	大井ジャンクション
都道環状六号線	東京都品川区西五反田五丁目	立体接続	五反田入口(仮称)
都道環状六号線	東京都品川区西五反田三丁目	立体接続	五反田出口(仮称)
都道首都高速3号線	東京都目黒区大橋二丁目	立体接続	大橋ジャンクション(仮称)
都道首都高速目黒板橋線	東京都目黒区青葉台四丁目	平面接続	

(4) 工事予算

197,936百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日

東京都品川区八潮一丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで(都道首都高速品川目黒線外回りに係る部分)

平成18年 4月 1日

東京都品川区八潮三丁目から東京都品川区八潮一丁目まで、及び東京都品川区八潮一丁目から

東京都目黒区青葉台四丁目まで(都道首都高速品川目黒線内回りに係る部分)

平成24年10月 1日

なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日

平成26年 3月31日

2.工事に要する費用に係る債務引受限度額

226,867 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 216,349 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 6

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

埼玉県道高速さいたま戸田線(埼玉県さいたま市緑区大字三浦から埼玉県さいたま市中央区新都心まで)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

埼玉県道高速さいたま戸田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県さいたま市緑区大字三浦から

埼玉県さいたま市中央区新都心まで

(ロ) 延長

3.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

埼玉県さいたま市緑区大字三浦から

埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目まで

第2種第2級(道路構造令)

埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目から

埼玉県さいたま市中央区新都心まで

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
埼玉県さいたま市緑区大字三浦から 埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目まで	60 (暫定)	1.9	
埼玉県さいたま市大宮区市北袋町二丁目から 埼玉県さいたま市中央区新都心まで	60	1.6	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

2.00メートル(暫定)

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
埼玉県道さいたま川口線	さいたま市緑区大字三浦	立体接続	第二産業道路出入口(仮称)
埼玉県道川口上尾線	さいたま市大宮区北袋町二丁目	立体接続	産業道路出入口(仮称)
埼玉県道さいたま上福岡所沢線	さいたま市中央区上落合七丁目	立体接続	新都心西出入口

(4) 工事予算

94,902百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成 3年 3月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成18年 8月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24,292 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24,201 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 7

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北線(神奈川県横浜市都筑区川向町から神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市都筑区川向町から

神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで

(ロ) 延長

8.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県横浜市都筑区川向町から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで	60	8.2	

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県横浜市都筑区川向町から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
土工(堀割)部分	-	-	1.25	0.75	2.00	

(ト) 付加車線の幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道466号(第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	港北ジャンクション(仮称)
横浜市道長島大竹線	横浜市港北区新羽町	立体接続	新横浜出入口(仮称)
神奈川県道大田神奈川線	横浜市鶴見区馬場七丁目 横浜市神奈川区西寺尾一丁目	立体接続	馬場出入口(仮称)
横浜市道岸谷生麦線	横浜市鶴見区岸谷一丁目 横浜市鶴見区生麦一丁目	立体接続	新生麦出入口(仮称)
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市鶴見区生麦二丁目 横浜市神奈川区守屋町	立体接続	生麦ジャンクション
横浜市道高速湾岸線	横浜市鶴見区生麦二丁目	平面接続	

(4) 工事予算

339,926百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 4日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成25年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

373,803 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 372,051 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 8

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

川崎市道高速縦貫線(川崎市川崎区富士見一丁目から川崎市川崎区殿町三丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

川崎市道高速縦貫線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から

神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで

(ロ) 延長

4.4キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで	80	4.4	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
土工(堀割)部分	-	-	1.25	0.75	2.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

2.25メートル

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道409号	川崎市川崎区旭町一丁目	立体接続	富士見入口(仮称)
一般国道409号	川崎市川崎区富士見一丁目	立体接続	富士見出口(仮称)
神奈川県道高速横浜羽田空港線	川崎市川崎区大師河原一丁目 川崎市川崎区大師河原二丁目 川崎市川崎区殿町一丁目	立体接続	大師ジャンクション(仮称)
一般国道409号	川崎市川崎区大師河原一丁目	立体接続	大師入口(仮称)

他の道路との暫定的な接続の位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道409号	川崎市川崎区大師河原一丁目	立体接続	大師仮出入口(仮称)

(4) 工事予算

292,545百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成 3年 3月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成21年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

60,388 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 59,557 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 9

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速5号線(改築)(板橋熊野町JCT間改良)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速5号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都板橋区熊野町から

東京都板橋区大山東町まで

(ロ) 延長

0.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都板橋区熊野町から 東京都板橋区大山東町まで	60	0.5	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都板橋区熊野町から 東京都板橋区大山東町まで	-	-	付加車線事業 (上り線)

(ハ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)			往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	右側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	-	-	-	-	
土工(堀割)部分	-	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

-

(4) 工事予算

5,450百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日 平成19年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成25年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,083 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,793 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 10

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速7号線(改築)(小松川JCT(仮称))に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速7号線

(2) 工事の箇所

東京都江戸川区西小松川町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速葛飾江戸川線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

15,596百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日 平成19年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成27年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,742 百万円 (消費税込み)
(うち、助成対象基準額 18,917 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 11

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速板橋足立線(改築)(王子南出入口)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速板橋足立線

(2) 工事の箇所

東京都北区王子一丁目
東京都北区堀船一丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続位置	接続の方法	備考
都道王子千住南砂町線	北区王子一丁目	立体接続	王子南出口
都道王子千住南砂町線	北区堀船一丁目	立体接続	王子南入口

(4) 工事予算

22,419百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日 平成18年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成27年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,856 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,638 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 12

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道高速湾岸線(改築)(有明辰巳JCT間改良)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道高速湾岸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都江東区有明二丁目から

東京都江東区東雲二丁目まで

(ロ) 延長

0.9キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都江東区有明二丁目から 東京都江東区東雲二丁目まで	80	0.9	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都江東区有明二丁目から 東京都江東区東雲二丁目まで	-	-	付加車線事業 (東行き)

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
土工(堀割)部分	-	-	1.25	0.75	2.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

2.25メートル

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

-

(4) 工事予算

1,929百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日 平成18年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成20年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,410 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,314 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 13

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

神奈川県道高速横浜羽田空港線(改築)(石川町出口(仮称))に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

神奈川県道高速横浜羽田空港線

(2) 工事の箇所

神奈川県横浜市中区山下町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
横浜市道関内本牧線	横浜市中区横浜公園	立体接続	石川町出口(仮称)

(4) 工事予算

396百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日 平成18年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成20年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

712 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 692 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 14

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 東京地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
都道首都高速1号線	台東区北上野一丁目	大田区羽田旭町	21.9
都道首都高速2号線	中央区銀座八丁目	品川区戸越一丁目	8.5
都道首都高速2号分岐線	港区麻布十番四丁目	港区六本木三丁目	1.5
都道首都高速3号線	千代田区隼町	世田谷区砧公園	14.6
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	杉並区上高井戸三丁目	18.6
都道首都高速4号分岐線	千代田区大手町二丁目	中央区日本橋小網町	1.0
都道首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目	板橋区三園一丁目	17.8
都道首都高速6号線	中央区日本橋兜町	足立区加平二丁目	15.6
都道首都高速7号線	墨田区千歳一丁目	江戸川区谷河内二丁目	10.4
都道首都高速8号線	中央区銀座一丁目	中央区銀座一丁目	0.1
都道首都高速9号線	中央区日本橋箱崎町	江東区辰巳二丁目	5.3
都道首都高速11号線	港区海岸二丁目	江東区有明二丁目	5.0
都道首都高速葛飾江戸川線	葛飾区四つ木三丁目	江戸川区臨海町六丁目	11.2
都道首都高速板橋足立線	板橋区板橋二丁目	足立区江北二丁目	7.1
都道高速湾岸線	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目	23.1
都道首都高速湾岸分岐線	大田区昭和島二丁目	大田区東海三丁目	1.9
都道高速横浜羽田空港線	大田区羽田二丁目	大田区羽田旭町	0.9
都道高速葛飾川口線	葛飾区小菅三丁目	足立区入谷三丁目	11.8
都道高速足立三郷線	足立区加平二丁目	足立区神明一丁目	1.8
都道高速板橋戸田線	板橋区三園一丁目	板橋区新河岸三丁目	0.7
合 計			178.8

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に対し、長大橋等の特殊橋梁、トンネル構造物、橋梁上部工の耐震対策を実施し、防災対策を推進する。 ・H14年道路橋示方書に則った鋼橋脚、鋼上部工の疲労対策や、B活荷重に対応するためのコンクリート床版の補強、遮音壁の落下防止対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・PA改良や交通管制中央装置の統合化、道路情報提供装置・通信設備・受配電設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

89,059百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

- (イ) 工事の着手(予定)年月日 平成18年4月1日
- (ロ) 工事の完成予定年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104,647 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 100,378 百万円）（消費税込み）

別紙 1 - 15

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 埼玉地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
埼玉県道高速葛飾川口線	川口市東領家五丁目	川口市大字西新井宿	6.7
埼玉県道高速足立三郷線	八潮市大字浮塚	三郷市番匠免二丁目	5.7
埼玉県道高速板橋戸田線	和光市大字下新倉	戸田市美女木四丁目	3.0
埼玉県道高速さいたま戸田線	戸田市美女木一丁目	戸田市美女木四丁目	1.1
合 計			16.5

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・H14年道路橋示方書に則った鋼製橋脚、鋼上部工の疲労対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・交通管制中央装置の統合化、道路情報提供装置・通信設備・受配電設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

2,587百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

- (イ) 工事の着手(予定)年月日 平成18年4月1日
(ロ) 工事の完成予定年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,174 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 3,036 百万円）（消費税込み）

別紙 1 - 16

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 千葉地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜	市川市高谷	8.9
合 計			8.9

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大震災に対し、橋梁上部工の耐震対策を実施し、防災対策を推進する。 ・H14年道路橋示方書に則った鋼上部工の疲労対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・交通管制中央装置の統合化、通信設備・受配電設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

4,693百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日 平成18年4月1日
(ロ) 工事の完成予定年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,589 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 5,337 百万円）（消費税込み）

別紙 1 - 17

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 横浜地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市中区本牧ふ頭	横浜市鶴見区寛政町	15.3
神奈川県道高速湾岸線	横浜市金沢区並木三丁目	横浜市鶴見区扇島	21.4
横浜市道高速1号線	横浜市西区高島二丁目	横浜市神奈川区三ツ沢西町	2.3
横浜市道高速2号線	横浜市中区元町	横浜市保土ヶ谷区狩場町	7.7
横浜市道高速湾岸線	横浜市中区本牧ふ頭	横浜市鶴見区生麦二丁目	4.6
合 計			51.3

重複延長2.8km(本牧ふ頭～大黒ふ頭)は神奈川県道高速湾岸線に含む

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に対し、長大橋等の特殊橋梁、トンネル構造物、橋梁上部工の耐震対策を実施し、防災対策を推進する。 ・H14年道路橋示方書に則った鋼製橋脚、鋼上部工の疲労対策や、遮音壁の落下防止対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・交通管制中央装置の統合化、道路情報提供装置・通信設備・受配電設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

18,942百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

- (イ) 工事の着手(予定)年月日 平成18年4月1日
- (ロ) 工事の完成予定年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22,816 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 21,833 百万円）（消費税込み）

別紙 1 - 18

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 川崎地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
神奈川県道高速横浜羽田空港線	川崎市川崎区浅田四丁目	川崎市川崎区殿町一丁目	6.4
神奈川県道高速湾岸線	川崎市川崎区扇島	川崎市川崎区浮島町	8.7
川崎市道高速縦貫線	川崎市川崎区殿町三丁目	川崎市川崎区浮島町	3.5
合 計			18.6

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に対し、橋梁上部工の耐震対策を実施し、防災対策を推進する。 ・H14年道路橋示方書に則った鋼製橋脚、鋼上部工の疲労対策や、遮音壁の落下防止対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・交通管制中央装置の統合化、道路情報提供装置・通信設備・施設防災システムの高度化の高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

3,400百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

- (イ) 工事の着手(予定)年月日 平成18年4月1日
(ロ) 工事の完成予定年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,086 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 3,915 百万円）（消費税込み）

別紙 1 - 19

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 さいたま地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
埼玉県道高速さいたま戸田線	さいたま市中央区新都心	さいたま市南区内谷二丁目	9.2
合 計			9.2

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・交通管制中央装置の統合化、通信設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

638百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日 平成18年4月1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

701 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額

674 百万円）（消費税込み）

別紙2

(協定第4条第2項関連)

(機構法第13条第1項第2号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事の内容

工事の内容

会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事(機構が会社からその費用に係る債務引き受けるものに限る)で行う工事の内容は、以下のとおり。

ただし、固定資産について支出する金額で、当該資産の使用可能期間を延長させる(耐久性を増す)部分に対応する金額、その支出の時ににおける当該資産の価額を増加させる(価値を高める)部分に対応する金額、の何れかに該当するものに限る。(ただし、災害復旧に係る部分を除く。)

工事の内容
1. 橋梁修繕
2. トンネル修繕
3. 土工修繕
4. 舗装修繕
5. 交通安全施設修繕
6. 交通管理施設修繕
7. 渋滞対策
8. 休憩施設修繕
9. 雪氷対策施設修繕
10. 震災対策
11. 環境対策
12. トンネル防災
13. 雪害対策
14. 橋梁付属物設置
15. トンネル施設修繕
16. 電気施設修繕
17. 通信施設修繕
18. 建築施設修繕
19. 機械施設修繕

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	9,354
H19	10,025
H20	9,075
H21	9,361
H22	9,690
H23	9,871
H24	9,982
H25	19,991
H26	19,902
H27	20,091
H28	20,088
H29	20,083
H30	20,082
H31	20,083
H32	21,130
H33	21,687
H34	21,878
H35	21,911
H36	22,090
H37	22,184
H38	22,341
H39	22,642
H40	22,944
H41	23,390
H42	23,653
H43	23,790
H44	23,790
H45	24,566
H46	24,680
H47	24,680
H48	24,680
H49	24,680
H50	24,680
H51	24,680
H52	24,681
H53	24,678
H54	24,677
H55	24,675
H56	24,675
H57	24,676
H58	24,267
H59	24,267
H60	24,266
H61	24,267
H62	14,190

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

債務引受限度額	3,470
---------	-------

別紙5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

首都高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(単位:百万円)

年度	無利子貸付計画額
H18	30,300
H19	32,764
H20	51,766
H21	50,497
H22	50,440
H23	49,297
H24	48,513
H25	18,630
H26	1,409
H27	0
H28	0
H29	0
H30	0
H31	0
H32	0
H33	0
H34	0
H35	0
H36	0
H37	0
H38	0
H39	0
H40	0
H41	0
H42	0
H43	0
H44	0
H45	0
H46	0
H47	0
H48	0
H49	0
H50	0
H51	0
H52	0
H53	0
H54	0
H55	0
H56	0
H57	0
H58	0
H59	0
H60	0
H61	0
H62	0

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

首都高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(単位：百万円)
(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋 分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	202,470	43,766	158,704	8,856	149,848
H 1 9	203,138	43,910	159,227	8,885	150,343
H 2 0	207,313	44,813	162,500	9,068	153,432
H 2 1	226,703	49,004	177,699	9,916	167,783
H 2 2	241,690	52,244	189,446	10,571	178,875
H 2 3	253,001	54,689	198,312	11,066	187,246
H 2 4	262,664	56,778	205,886	11,489	194,398
H 2 5	271,728	58,737	212,991	11,885	201,106
H 2 6	281,564	60,863	220,701	12,315	208,386
H 2 7	290,321	62,756	227,565	12,698	214,867
H 2 8	296,878	64,173	232,705	12,985	219,720
H 2 9	300,010	64,850	235,160	13,122	222,038
H 3 0	302,892	65,473	237,419	13,248	224,170
H 3 1	306,024	66,150	239,874	13,385	226,488
H 3 2	308,998	66,793	242,205	13,515	228,690
H 3 3	308,782	66,746	242,035	13,506	228,530
H 3 4	308,575	66,702	241,873	13,497	228,376
H 3 5	308,439	66,672	241,767	13,491	228,276
H 3 6	308,359	66,655	241,704	13,487	228,217
H 3 7	308,300	66,642	241,658	13,485	228,173
H 3 8	308,498	66,685	241,813	13,493	228,319
H 3 9	309,077	66,810	242,267	13,519	228,748
H 4 0	308,934	66,779	242,155	13,512	228,642
H 4 1	308,776	66,745	242,031	13,505	228,525
H 4 2	308,617	66,711	241,906	13,498	228,408
H 4 3	307,184	66,401	240,783	13,436	227,347
H 4 4	305,700	66,080	239,620	13,371	226,249
H 4 5	304,244	65,765	238,478	13,307	225,171
H 4 6	302,773	65,447	237,325	13,243	224,082
H 4 7	301,300	65,129	236,171	13,178	222,992
H 4 8	299,830	64,811	235,018	13,114	221,904
H 4 9	298,348	64,491	233,857	13,049	220,807
H 5 0	296,903	64,179	232,724	12,986	219,738
H 5 1	295,439	63,862	231,577	12,922	218,655
H 5 2	293,996	63,550	230,446	12,859	217,587
H 5 3	292,558	63,239	229,318	12,796	216,522
H 5 4	291,107	62,926	228,181	12,733	215,448
H 5 5	289,677	62,617	227,060	12,670	214,390
H 5 6	288,321	62,324	225,997	12,611	213,386
H 5 7	286,983	62,034	224,948	12,552	212,396
H 5 8	285,558	61,726	223,832	12,490	211,342
H 5 9	284,142	61,420	222,722	12,428	210,294
H 6 0	282,751	61,120	221,631	12,367	209,264
H 6 1	281,365	60,820	220,545	12,307	208,238
H 6 2	122,915	26,569	96,346	5,376	90,969

計画料金収入の額

首都高速道路株式会社における計画料金収入

(単位：百万円)
(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	263,101
H 1 9	268,946
H 2 0	276,377
H 2 1	294,413
H 2 2	310,955
H 2 3	321,851
H 2 4	331,602
H 2 5	342,976
H 2 6	354,256
H 2 7	362,788
H 2 8	369,412
H 2 9	372,709
H 3 0	375,775
H 3 1	378,870
H 3 2	381,965
H 3 3	381,820
H 3 4	381,675
H 3 5	381,531
H 3 6	381,386
H 3 7	381,242
H 3 8	381,097
H 3 9	380,952
H 4 0	380,808
H 4 1	380,663
H 4 2	380,518
H 4 3	379,014
H 4 4	377,510
H 4 5	376,035
H 4 6	374,560
H 4 7	373,085
H 4 8	371,610
H 4 9	370,135
H 5 0	368,689
H 5 1	367,243
H 5 2	365,796
H 5 3	364,350
H 5 4	362,904
H 5 5	361,487
H 5 6	360,069
H 5 7	358,652
H 5 8	357,235
H 5 9	355,818
H 6 0	354,429
H 6 1	353,041
H 6 2	175,722

(協定第 1 2 条関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその料金徴収期間

〔 1 〕 料金の額

一. 路線名

- (1) 都道首都高速 1 号線
- (2) 都道首都高速 2 号線
- (3) 都道首都高速 2 号分岐線
- (4) 都道首都高速 3 号線
- (5) 都道首都高速 4 号線
- (6) 都道首都高速 4 号分岐線
- (7) 都道首都高速 5 号線
- (8) 都道首都高速 6 号線
- (9) 都道首都高速 7 号線
- (10) 都道首都高速 8 号線
- (11) 都道首都高速 9 号線
- (12) 都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海二丁目 3 5 番から同都江東区有明までの区間
- (13) 都道首都高速 1 1 号線
- (14) 都道首都高速葛飾江戸川線
- (15) 都道首都高速板橋足立線
- (16) 都道首都高速目黒板橋線
- (17) 都道首都高速品川目黒線
- (18) 都道高速湾岸線
- (19) 都道首都高速湾岸分岐線
- (20) 都道高速横浜羽田空港線
- (21) 都道高速葛飾川口線
- (22) 都道高速足立三郷線
- (23) 都道高速板橋戸田線

- (24) 神奈川県道高速横浜羽田空港線
- (25) 神奈川県道高速湾岸線
- (26) 埼玉県道高速葛飾川口線
- (27) 埼玉県道高速足立三郷線
- (28) 埼玉県道高速板橋戸田線
- (29) 埼玉県道高速さいたま戸田線
- (30) 千葉県道高速湾岸線
- (31) 横浜市道高速1号線
- (32) 横浜市道高速2号線
- (33) 横浜市道高速湾岸線
- (34) 横浜市道高速横浜環状北線
- (35) 川崎市道高速縦貫線

二. 均一料金の額

(1) 通常料金の額

東京線（記一・路線名中、(1)から(19)、(21)から(23)、(25)のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町地内の区間、(26)から(28)及び(30)の路線をいう。以下同じ。）、神奈川線（記一・路線名中、(20)、(24)、(25)のうち神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から同県川崎市川崎区浮島町までの区間及び(31)から(35)の路線をいう。以下同じ。）及び埼玉線（記一・路線名中、(29)の路線をいう。以下同じ。）の通常料金の額は、それぞれ1回の通行につき、次のとおりとする。

大型車〔車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。〕

東京線にあつては1台につき 1,400円

神奈川線にあつては1台につき 1,200円

埼玉線にあつては1台につき 800円

普通車（大型車以外の自動車をいう。以下同じ。）

東京線にあつては1台につき 700円

神奈川線にあつては1台につき 600円

埼玉線にあつては1台につき 400円

(2)(1) 特定料金(1)の額

次の路線の各区間のみを通行する自動車については、記(1)の規定にかかわらず、当分の間、それぞれ1回の通行につき、大型車 600円、普通車 300円とする。

路線名		特定料金の徴収区間
東 京 線	都道首都高速1号線	東京都台東区北上野一丁目から同都中央区日本橋本町四丁目まで〔入谷出入口から本町出入口まで(上野出入口から本町出入口までを含む。〕。ただし、入谷入口から本町出口方向へ通行する場合は、ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)(以下「建設省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システム(以下「ETCシステム」という。)を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕に限る。〕
	都道首都高速1号線	東京都大田区平和島五丁目から同区羽田旭町まで〔平和島出入口から羽田出入口まで(平和島出入口から空港西出入口までを含む。〕)
	都道首都高速4号線	東京都杉並区永福一丁目から同区上高井戸三丁目まで〔永福出入口から上高井戸三丁目まで(永福出入口から高井戸出入口までを含む。〕。ただし、上高井戸三丁目から永福出口方向へ通行する場合は、ETC車に限る。〕
	都道高速湾岸線及び神奈川県道高速湾岸線	神奈川県川崎市川崎区浮島町から東京都大田区羽田空港三丁目まで〔川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで(川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までを含む。〕)

神 奈 川 線	神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線	神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から東京都大田区羽田旭町まで（大師出入口から羽田出入口まで）
	神奈川県道高速横浜羽田空港線、横浜市道高速1号線	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目から同市神奈川区三ツ沢西町まで〔みなとみらい出入口から三ツ沢西町まで（みなとみらい出入口から横浜駅東口出入口まで、みなとみらい出入口から横浜駅西口出入口まで及びみなとみらい出入口から三ツ沢出入口までを含む。〕。ただし、ETC車に限る。〕
	神奈川県道高速横浜羽田空港線、横浜市道高速1号線	神奈川県横浜市神奈川区神奈川二丁目から同区三ツ沢西町まで〔東神奈川出入口から三ツ沢西町まで（東神奈川出入口から横浜駅西口出入口まで及び東神奈川出入口から三ツ沢出入口までを含む。〕。ただし、ETC車に限る。〕
	神奈川県道高速湾岸線	神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から同市磯子区杉田五丁目まで〔並木三丁目から杉田出入口まで（幸浦出入口から杉田出入口までを含む。〕。ただし、並木三丁目から杉田出口方向へ通行する場合は、ETC車に限る。〕
	神奈川県道高速湾岸線	神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで〔（東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで）。ただし、ETC車に限る。〕
	川崎市道高速縦貫線	神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで〔（殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで）。ただし、ETC車に限る。〕
埼 玉 線	埼玉県道高速さいたま戸田線	埼玉県さいたま市南区曲本一丁目から同県戸田市美女木四丁目まで（浦和南出入口から美女木ジャンクションまで）
	埼玉県道高速さいたま戸田線	埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目から同市緑区大字三浦まで〔（産業道路出入口（仮称）から第二産業道路出入口（仮称）まで）。ただし、ETC車に限る。〕

(ロ) 特定料金(2)の額

次の路線の各区間のみを通行するETC車については、記(1)の規定にかかわらず、当分の間、それぞれ1回の通行につき、大型車1,000円、普通車500円とする。

路線名		特定料金の徴収区間
東 京 線	都道首都高速3号線	東京都目黒区大橋二丁目から同都世田谷区砧公園まで〔池尻出入口から砧公園まで（池尻出入口から三軒茶屋出入口まで及び池尻出入口から用賀出入口までを含む。）〕
	千葉県道高速湾岸線	千葉県浦安市美浜三丁目から同縣市川市高谷まで〔浦安出入口から高谷まで（浦安出入口から千鳥町出入口までを含む。）〕
	埼玉県道高速葛飾川口線	埼玉県川口市本蓮一丁目から同市大字西新井宿まで〔新郷出入口から大字西新井宿まで（新郷出入口から安行出入口まで及び新郷出入口から新井宿出入口までを含む。）〕
	埼玉県道高速足立三郷線	埼玉県八潮市大字大曾根から同県三郷市番匠免二丁目まで〔八潮南出入口から番匠免二丁目まで（八潮南出入口から八潮出入口まで及び八潮南出入口から三郷出入口までを含む。）〕
神奈川線	横浜市道高速2号線	神奈川県横浜市南区高根町三丁目又は同市中区弥生町五丁目から同市保土ヶ谷区狩場町まで〔阪東橋出入口から狩場町まで（阪東橋出入口から花之木出入口まで及び阪東橋出入口から永田出入口までを含む。）〕

(3) 環境ロードプライシング料金の額

神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで（東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで（殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間のいずれかの区間のみを通行するETC車のうち大型車（以下「ETC大型車」という。）の料金の額は、記(1)及び記(2)の規定にかかわらず、1回の通行につき600円とする。

三. 対距離料金の額

(1) 対距離料金の額

(イ) 1キロメートル当たりの料金

1キロメートル当たりの普通車の料金の額は、29.52円とする。

(ロ) 利用1回に対して課する基本料金

利用1回に対して課する普通車の基本料金の額は、200円とする。

(ハ) 大型車の料金

大型車の1キロメートル当たり料金及び利用1回に対して課する基本料金の額は、普通車の2倍とする。

(2) 適用方法

(イ) キロ程

入口、出口又は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社あるいは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部(以下「出入口等」という。)の間のキロ程は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入しない、出入口等相互間の最短経路により算出した距離とし、別添のとおりとする。

(ロ) 1回の通行に係る料金の計算額

1回の通行に係る料金の計算額は、車種毎に出入口等間のキロ程に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等間のキロ程(単位：キロメートル)

R：1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

F：利用1回に対して課する基本料金の額(単位：円)

(ハ) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(ロ)に定める方法により算出した車種毎の出入口等間のキロ程に応じた額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)にて定める消費税額及び地方消費税額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(3) 対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、ETCの普及状況、社会実験の結果等を勘案し、長距離利用者の負担軽減措置の導入

など、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行う。

四. 割引をする自動車及び割引率等

(1) 障害者割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の 又は の要件を満たすものとして、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）で、会社が別に定めるもの。

手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く）で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車が ETC システムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETC クレジットカード〔会社との契約に基づき ETC カード（建設省令第 2 条第 2 項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めた ETC システム利用規程（平成 17 年 10 月 1 日）第 2 条第 1 号に規定する ETC カードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けた ETC カードをいう。以下同じ。〕又は ETC パーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行する ETC カードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(ロ) 割引率

割引率は50%以下とする。

(2) 環境ロードプライシング割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

E T C大型車

(ロ) 割引率

割引率は20%とする。ただし、割引後の料金の額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、50円以上100円未満の端数があるときはこれを50円に切り下げた金額をもって徴収する料金の額とする。

(ハ) 適用区間

神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで）及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで（殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間とする。ただし、神奈川線において通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

(3) E T C前納割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

E T Cクレジットカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(ロ) 割引率

利用可能額	料金（前払金）	割引率
10,500円	10,000円	約5%
58,000円	50,000円	約14%

(4) E T C曜日別時間帯別割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

E T C 車

(Ⅱ) 割引率

記(イ)の自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、本割引の割引額に 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円単位に四捨五入した額とする。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	11時以後15時前	10%
	18時以後22時前	
土曜日	11時以後15時前	10%
	18時以後22時前	
日曜日及び祝日	6時以後22時前	10%
夜間	22時以後6時前	10%

注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に定める休日及び会社が別に定める日とする。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)への貸付料の支払いに支障のない範囲で、記 に定める表について軽微な変更を行う場合、事前に機構に届出する。

(5) E T C 一般向け頻度割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

E T C 車のうち、E T C クレジットカード又は E T C パーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(Ⅱ) 割引率

記(イ)の自動車が使用する E T C カード 1 枚ごとの利用金額に対し、利用実績算出期間内における月間利用実績に応じて、下表の割引率を適用する。

月間利用実績区分	割引率
5 千円以上 1 万円未満	1%
1 万円以上 3 万円未満	2%
3 万円以上 5 万円未満	4%

5万円以上7万円未満	6%
7万円以上	8%

記 に定める利用実績算出期間は、利用した月の前々月における1ヶ月間をいう。

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、記 に定める表について変更する場合、事前に機構に届出する。

(6) ETC大口向け頻度割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、会社との契約に基づきETCシステム取扱道路管理者(六会社及び公社等をいう。)から貸与を受けたETCカード(以下「ETCコーポレートカード」という。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(ロ) 割引率

記(イ)の自動車が使用するETCカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表の割引率を適用する。

月間利用金額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	2%
1万円を超え、3万円までの部分	5%
3万円を超え、5万円までの部分	8%
5万円を超える部分	12%

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、記 に定める表について変更する場合、事前に機構に届出する。

(7) ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

ETCコーポレートカード(ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする路線バス(乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。)

(ロ) 割引率

割引率は39%以下とする。

(8) 首都高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲において、以下のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引を適用する自動車

E T C 車

(ロ) 割引率

割引率は50%以下とし、個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

(ニ) 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引毎に上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出する。

(9) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験毎に上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に機構に届出する。

(10) 割引相互間の適用関係

- (イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、E T C 前納割引又は E T C 一般向け頻度割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。
- (ロ) E T C 路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しない。
- (ハ) 環境ロードプライシング割引、E T C 前納割引、E T C 曜日別時間帯別割引、E T C 一般向け頻度割引及び E T C 大口向け頻度割引の重複適用関係は以下のとおりとする。

重複適用の有無

	環境 R P				…適用あり
前納		前納			×…適用なし
曜日別			曜日別		
一般		×		一般	
大口		×		×	大口

(注) 「環境 R P」は環境ロードプライシング割引、「前納」は E T C 前納割引、「曜日別」は E T C 曜日別時間帯別割引、「一般」は E T C 一般向け頻度割引、「大口」は E T C 大口向け頻度割引をそれぞれ指す。

重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	環境ロードプライシング割引
2	E T C 曜日別時間帯別割引
3	E T C 前納割引、E T C 一般向け頻度割引又は E T C 大口向け頻度割引

〔2〕料金の徴収期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 62 年 9 月 30 日までとする。ただし、平成 18 年 4 月 1 日において、未供用の路線又は区間については、供用開始の日から平成 62 年 9 月 30 日までとする。

〔 3 〕 その他

一． けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以後の被けん引自動車について、1台につき更に普通車の料金1台分を追徴する。

二． 乗継について

首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車又はETCシステムに当該通行実績を記録した自動車については、当分の間、これを1回の通行とみなす。

三． 実施期日

- (1) 首都高速道路の料金については、平成20年度における、会社が別に定める日以降は対距離料金の額を適用し、それまでは、均一料金の額を適用する。

- (2) 対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、ETCの普及状況、社会実験の結果等を勘案し、長距離利用者の負担軽減措置の導入など、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行う。

以 上

